

地方分権改革の実現に向けた要求【主な説明項目】

令和 7 年●月●日 九都県市首脳会議

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。政府は「地方創生 2 . 0」を起動したが、「都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会」を創るためにも、地方分権改革を地方創生と共に推進することが必要である。

一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。

さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

「提案募集方式」に基づく改革の推進

地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点を重視し、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。

また、提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生 of 未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。さらに、これまで内閣府において「実現・対応」としてきた提案の中には提案内容どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされたものも多く含まれていることから、提案主体の提案内容を最大限に尊重してその実現に取り組むとともに、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は提案主体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすこと。

加えて、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

こうした対応にとどまらず、提案募集方式の実施から10年が経過し、地方を取り巻く社会・経済の状況が変化している中で、今後の地方分権改革を一層推進する観点から、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じて税財源に関すること提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

【Ⅰ（3） 3 頁】

自動車関係諸税の課税のあり方を見直しにおける地方税財源の確保

令和 7 年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税については、国・地方を通じた安定的な財源を確保していくことを前提に、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととされている。

また、車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税收中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討することとされている。

燃料課税の暫定税率を含む自動車関係諸税の見直しに当たっては、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯、脱炭素化や保有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、種別割における「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税收は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税收が安定的に確保できるようにすること。

【Ⅱ（1）ク 7 頁】

個人所得課税の充実確保

所得税及び個人住民税における各種控除等を見直しにより、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税も含め国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。

このうち、特に個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、実務上整理すべき課題も含め、地方自治体の意見も踏まえながら丁寧な議論を行うべきである。

また、各種控除等を見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じること配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

【Ⅱ（1）サ 9 頁】

地方交付税の総額確保等と適切な運用

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税收の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税收減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、社会保障関係費の増大、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保などのために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

【Ⅱ（3）ア 12 頁】